



第54回 定時株主総会 招集ご通知

【開催日時】

2024年5月24日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

【開催場所】

名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 3階メインホール

【議案】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
10名選任の件

株主の皆さまへ

■株主の皆さまに対する公平な利益還元の見点およびその他諸般の事情を踏まえ、株主総会にご来場の株主の皆さまへのお土産は取り止めさせていただきます。

■例年、定時株主総会後に株主の皆さまへご送付しております「定時株主総会決議ご通知」および「年次報告書」につきましては、地球環境への配慮の見点から、本総会分より書面での郵送を廃止し、当社ウェブサイトでの掲載とさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2669/>



証券コード 2669
(発送日) 2024年5月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月2日

株 主 各 位

名古屋市緑区徳重三丁目107番地
カネ美食品株式会社
代表取締役社長 寺 山 雅 也

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kanemi-foods.co.jp>

(メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択のうえ、
ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2669/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年5月23日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 3階メインホール
3. 目的事項
報告事項 第54期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、前記の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、随時ご確認くださいませようお願い申しあげます。**



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2669/>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年5月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月23日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年5月23日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

■ 議決権行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

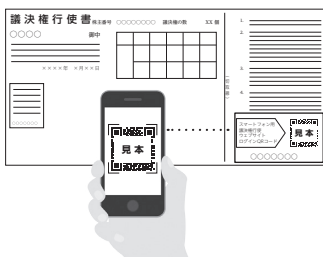
- ①インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ②インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③各議案に賛否の表示がない場合は賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ④インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

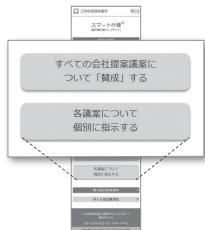
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

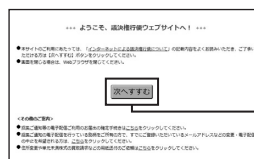
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

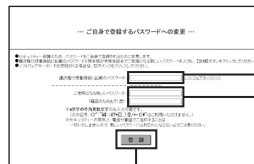
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針は、業績に対応した成果の配分を行うことを基本とし、併せて企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

この基本方針に基づき、剰余金の配当につきましては、継続的な配当の実施を目指すことを基本的なスタンスとしていく所存であります。

つきましては、当期の期末配当は普通配当19円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当(1株につき19円)を含めた年間配当金は、1株につき38円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、183,878,029円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（11名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。各候補者の指名については、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会において決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (ふりがな)	当社における 現在の地位	特に有する専門性・知識・経験						
			企業経営	業界経験	店舗・工場 運営管理	商品・ マーケティング	財務・会計 経営企画	法務・リスク マネジメント	人事・労務
1	寺山 雅也 (てらやま まさや)	代表取締役社長 テナント事業統括	●	●	●				
2	中田 究 (なかた きわむ)	常務取締役執行役員 外販事業統括 (兼)外販第1事業本部長	●	●	●			●	
3	江森 優 (えもり まさる)	取締役執行役員 業務統括	●	●		●			
4	伊藤 佳司 (いとう けいじ)	取締役執行役員 テナント事業統括補佐 (兼)テナント第1営業本部長	●	●	●				
5	腰 和則 (こし かずのり)	取締役執行役員 外販事業統括補佐	●	●	●				
6	中島 大介 (なかしま だいすけ)	取締役執行役員 外販第2事業本部長	●	●	●				
7	濱村 健太 (はまむら けんた)	取締役執行役員 事業サポート本部長	●	●	●	●			
8	三浦 寛久 (みうら ひろひさ)	取締役執行役員 商品政策本部長	●	●	●	●			
9	初山 俊也 (はつやま としや)	取締役（非常勤）	●	●	●	●			
10	高野 哲朗 (たかの てつろう)	取締役（非常勤）	●					●	●

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	てら やま まさ や 寺 山 雅 也 (1974年6月2日生)	1999年3月 株式会社ドン・キホーテ入社 2007年5月 同社静岡両替町店(兼)静岡SBS通り店店長 2009年7月 株式会社ビッグワン一宮店店長 2010年1月 同社楽市街道名古屋店店長 2010年9月 株式会社長崎屋浜松可美店店長 2012年5月 同社東海支社統括店長 2014年2月 同社北陸支社支社長 2015年9月 同社北陸(兼)群馬長野支社支社長 2017年4月 同社NEWMEGA東日本第8支社支社長 2020年9月 UDリテール株式会社豊田エリア ミリオンスター支社長 2021年10月 同社岐阜エリア ミリオンスター支社長 2023年4月 当社執行役員社長補佐 2023年5月 当社代表取締役社長 2024年3月 当社代表取締役社長(兼)テナント事業統括(現任)	—
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>寺山雅也氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの各業態において要職を歴任した経験を有しており、その経験から店舗運営マネジメントの能力に長けており、新規業態の先駆者として多岐にわたる業態の成功パターンを構築してまいりました。昨年当社の代表取締役社長に就任してからは多角的な視点で経営全般を牽引してまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	なか た きわむ 中 田 究 (1968年7月19日生)	1994年 4月 当社入社 2000年 4月 当社新潟工場長 2007年 3月 当社岡崎工場長 2011年 1月 当社管理部長 2012年 6月 当社人事部長 2013年 4月 当社執行役員総務部長 2018年 4月 当社上席執行役員外販事業本部長 2019年 5月 当社取締役外販事業本部長 2022年 3月 当社取締役事業統括 2022年 5月 当社取締役執行役員事業統括 2023年 5月 当社常務取締役執行役員事業統括 2024年 3月 当社常務取締役執行役員外販事業統括(兼)外販第1事業 本部長(現任)	1,219株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>中田究氏は、外販事業の工場長を歴任し、工場運営において専門的な知識や的確な判断で外販事業の発展の一翼を担ってまいりました。その後業務部門や外販事業本部長を経て、事業統括として3事業本部を横断的に統括し、事業構造改革の推進に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	え もり まさる 江 森 優 (1974年9月18日生)	2000年10月 株式会社ドン・キホーテ入社 2004年 5月 同社統括店長(兼)北池袋店店長(兼)第六事業部(アパレル)エリア長 2004年11月 株式会社リアリット取締役 2014年 6月 ストアークルーズ株式会社副社長 2015年 3月 株式会社バリューアンドリンク代表取締役社長 2015年 7月 ストアークルーズ株式会社代表取締役社長 2019年 6月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス広報室(グループ広報)部責任者 2022年10月 同社広告企画部(グループ広告)部責任者 2023年 4月 当社執行役員業務統括補佐 2023年 5月 当社取締役執行役員業務統括(現任)	—
<p>(取締役候補者とした理由) 江森優氏は、営業職の経験を経て、自身を代表者とした会社2社の設立・運営に尽力し、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス内においては、広報・広告・マーケティングから業務効率化全般にわたる幅広い業務の遂行に尽力してまいりました。昨年当社の取締役に就任してからは、経営の様々な局面において適切な意見および判断をしてまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
4	い とう けい じ 伊 藤 佳 司 (1975年4月25日生)	1999年 1月 当社入社 2013年 4月 当社中京第5運営部長代理 2013年10月 当社中京第5運営部長 2019年 3月 当社テナント事業本部政策担当部長 2022年 3月 当社執行役員テナント事業本部長 2023年 5月 当社取締役執行役員テナント事業本部長 2024年 3月 当社取締役執行役員テナント事業統括補佐(兼)テナント第1営業本部長(現任)	217株
<p>(取締役候補者とした理由) 伊藤佳司氏は、長年テナント店舗の業務に携わり、店舗運営や品質・サービスの向上に尽力し、テナント事業の発展の一翼を担ってまいりました。2019年からテナント事業の政策担当としての経験を経て、2022年からはテナント事業本部長として店舗戦略の推進や収益の向上に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	こし かつ のり 腰 和 則 (1970年5月20日生)	1993年3月 ユニー株式会社入社 2013年2月 同社営業統括本部食品本部プロセスセンター管理部瀬戸PCセンター長 2018年2月 同社営業統括本部食品本部プロセスセンター管理部部長 2020年2月 同社営業企画本部プロセスセンター管理部部長 2021年1月 同社食品本部プロセスセンター管理部部長 2021年4月 当社執行役員社長付 2021年5月 当社取締役事業開発推進管掌(製造担当) 2022年5月 当社取締役執行役員事業統括補佐(外販事業担当) 2024年3月 当社取締役執行役員外販事業統括補佐(現任)	—
(取締役候補者とした理由) 腰和則氏は、ユニー株式会社において店舗運営業務や物流、プロセスセンター管理業務等、長年にわたり幅広い業務に携わってきており、当社の取締役役に就任してからは、主に外販事業のさらなる成長に向けた事業戦略を積極的に推進してまいりました。その豊富な経験や知見を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。			
6	なか しま だい すけ 中 島 大 介 (1970年8月20日生)	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社京都副工場長 2006年4月 当社京都工場長 2006年11月 当社京都南工場長 2016年4月 当社京都工場長 2017年4月 当社執行役員第3生産統括部長 2021年3月 当社執行役員外販事業本部担当 2022年3月 当社執行役員外販事業本部長 2023年5月 当社取締役執行役員外販事業本部長 2024年3月 当社取締役執行役員外販第2事業本部長(現任)	217株
(取締役候補者とした理由) 中島大介氏は、外販事業の工場長を歴任し、工場運営において専門的な知識や的確な判断で外販事業の発展の一翼を担ってまいりました。2017年からは執行役員として外販事業全体を統括し、工場運営の最適化などを推し進め、収益基盤の強化に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	はま むら けん た 濱 村 健 太 (1977年8月12日生)	2000年3月 株式会社ドン・キホーテ入社 2004年6月 同社第一営業本部第三事業部カテゴリーリーダー 2006年6月 同社第四事業部カテゴリーリーダー 2017年4月 同社フード・リカーMD開発本部E XMD 2019年2月 同社デリカMD開発本部本部長 2019年11月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングスデリカMD開発本部本部長 2021年4月 当社執行役員社長付 2021年5月 当社取締役事業開発推進管掌(運営担当) 2022年5月 当社取締役執行役員事業統括補佐(政策担当) 2023年3月 当社取締役執行役員事業統括補佐(政策担当)(兼)eashion 推進本部長 2024年3月 当社取締役執行役員事業サポート本部長(現任)	—
<p>(取締役候補者とした理由) 濱村健太氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのデリカMD開発本部長として主に業態ごとのMD開発や人材育成に尽力し、当社の取締役に就任してからは、さらなる成長に向けた事業戦略を積極的に推進してまいりました。その豊富な経験や知見を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	み うら ひろ ひさ 三 浦 寛 久 (1979年6月25日生)	2009年 4 月 株式会社ドン・キホーテ入社 2015年 9 月 同社埼京支社フード&リカーシニアMDプランナー 2017年 4 月 同社NEWMEGA東日本営業本部フード&リカーシニア MDプランナー 2018年 1 月 同社NEWMEGA東日本営業本部(兼)UDリテール関東 営業本部生鮮エグゼクティブMDプランナー 2020年 9 月 同社デリカMD開発本部デリカカテゴリーリーダー 2023年 3 月 当社執行役員商品政策本部長 2023年 5 月 当社取締役執行役員商品政策本部長(現任)	-
<p>(取締役候補者とした理由) 三浦寛久氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの食品事業において要職を歴任された経験を通じて、商品知識・商流・物流・マーケティングにおける高い見識と幅広い知識を有しております。昨年当社の取締役に就任してからは、主に商品政策の積極的な推進により、さらなる成長に向け尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	はつ やま とし や 初山俊也 (1980年2月8日生)	2002年3月 株式会社ドン・キホーテ入社 2006年7月 同社営業本部第4事業部エリアカテゴリーリーダー 2011年10月 株式会社長崎屋長崎屋プロジェクトリーダー 2017年4月 株式会社ドン・キホーテフード・リカーMD開発本部 フード・リカーエグゼクティブマーチャンダイザー 2019年2月 同社フレッシュフードMD開発本部本部長(兼)フィロソフィー エグゼクティブオフィサーマーチャンダイザー 2019年7月 株式会社パン・パシフィックリテールサポートフレッシュフード MD開発本部本部長(兼)フィロソフィーエグゼクティブオフィサー マーチャンダイザー 2019年11月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス フレッシュフードMD開発本部本部長(兼)フレッシュフードカテゴリー リーダー(兼)フード・リカーMD開発本部本部長 2020年7月 同社執行役員CMO(食品)フレッシュフードMD開発本部本部長(兼) フレッシュフードカテゴリーリーダー(兼)フード・リカーMD開発 本部本部長(兼)株式会社ドン・キホーテ取締役 2021年7月 同社上席執行役員共同CMOフレッシュフードMD開発本部本部長 (兼)フレッシュフードカテゴリーリーダー(兼)フード・リカーMD 開発本部本部長(兼)株式会社ドン・キホーテ取締役 2022年10月 同社上席執行役員国内事業共同CMO(兼)株式会社ドン・ キホーテ取締役(現任) 2023年5月 当社取締役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 上席執行役員国内事業共同CMO(兼)株式会社ドン・キホーテ取締役	-
(取締役候補者とした理由) 初山俊也氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのCMO、株式会社 ドン・キホーテの取締役として経営全般の視点を有し、また食品事業における要職を歴任してきた経験 から、特に商品知識・商流・物流・マーケティングにおける高い見識と幅広い知識を有しております。 その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、引き続き取締役候 補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	たかのてつろう 高野哲朗 (1963年4月13日生)	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2013年1月 同社監査部長代行(兼)監査部監査第二室長 2018年4月 株式会社日本アクセス審議役内部統制・監査部長 2018年10月 同社執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)内部統制・監査部長 2020年4月 同社常務執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)人事・総務管掌 2021年4月 同社常務執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)人事・総務・法務・コンプライアンス・食品安全管理管掌 2022年4月 同社取締役常務執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)人事・総務・法務・コンプライアンス・食品安全管理管掌 2023年5月 当社取締役(非常勤)(現任) 2024年4月 株式会社日本アクセス取締役常務執行役員人事・総務管掌(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本アクセス取締役常務執行役員人事・総務管掌	—
(取締役候補者とした理由) 高野哲朗氏は、株式会社日本アクセスにおける取締役として経営全般の視点を有し、また同社および伊藤忠商事株式会社において要職を歴任してきた経験から、特に監査・リスクマネジメント・食品安全管理など経営のリスク管理における高い見識と幅広い知識を有しております。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行後は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復等により緩やかな回復傾向が見られたものの、緊迫した世界情勢に加え、物価の上昇や金融資本市場の変動リスク、また海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなるなど依然として先行き不透明な状況が続きました。

当業界におきましては、原材料費や物流費の上昇を商品価格に転嫁する動きがみられたことや実質賃金の伸び悩みによる消費マインドの停滞、さらなる人件費の上昇などにより、引き続き厳しい環境となりました。

このような中、当社は2023年3月に締結した株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「P P I H」という）との業務提携契約を基軸に、当社の保有する製造拠点・店舗運営機能・商品開発とP P I Hグループが保有する販売・マーケティング・食材調達・商品開発などの機能を有機的に融合することで、事業規模の拡大および企業価値の向上を図ってまいりました。

【テナント事業】

テナント事業におきましては、販売戦略として売場の核となるコア商品のブラッシュアップおよび販売強化に取り組んでまいりました。中でも「炭火香る！焼鳥」は、製造方法やタレを見直し、炭火の風味や肉の旨味を味わえる焼鳥に仕上げたことにより、販売実績は前期に比べ172%となり好調に推移いたしました。

店舗展開におきましては、総合惣菜店舗「Re'z deli（リーズデリ）」5店舗、洋風惣菜店舗「eashion（イーション）」5店舗など計12店舗を新規出店したほか、既存6店舗の改装を行うなかで新たなMDの構築を図り、既存店への横伝播を行うことで事業全体の底上げおよびブランド認知度の向上に注力してまいりました。一方で3店舗を閉店しており、当事業年度末における店舗数は前事業年度末と比較し9店舗増加の284店舗となりました。

これらの結果、テナント事業の売上高は前期に比べ2.5%増収の437億63百万円となりました。一方利益面においては将来を見据えたブランド力・商品力の強化を図るため、積極的な販売施策などを通じて戦略的に必要な支出を行ったことや当事業年度における新規出店に係る初

期費用の増加等により、セグメント利益は前期に比べ7.8%減益の18億90百万円となりました。

【外販事業】

外販事業におきましては、人流回復を背景に主要納品先であるファミリーマート店舗ではおむすびや調理パン、チルド惣菜シリーズ「ちょいデリ」の納品が好調に推移しました。

また、ユニー店舗やドン・キホーテ店舗などP P I Hグループ店舗においては納品アイテムの拡充を進めてきたほか、2023年11月からはP P I Hが「みんなの75点より、誰かの120点。」をコンセプトに展開する弁当・惣菜の新ブランド「偏愛めし」の製造・納品を担い、一つの柱として着実に納品量拡大に取り組んでまいりました。

これらの結果、外販事業の売上高は前期に比べ12.9%増収の433億44百万円となり、利益面では売上高の増加に加え、工場運営における継続的な改善活動が着実に成果となり、セグメント利益は前期に比べ99.9%増益の12億71百万円となりました。

以上の要因により、当事業年度の売上高は前期に比べ7.4%増収の871億7百万円となりました。また経常利益につきましては、前期に比べ17.2%増益の32億15百万円、当期純利益は、前期に比べ7.8%増益の18億54百万円となりました。

【事業区分別売上状況】

部 門	第 53 期 (前事業年度) (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)		第 54 期 (当事業年度) (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)	
	売 上 高 百万円	構 成 比 %	売 上 高 百万円	構 成 比 %
テナント事業	42,684	52.7	43,763	50.2
外販事業	38,374	47.3	43,344	49.8
合 計	81,059	100.0	87,107	100.0

【当事業年度 新設店舗】

・総合惣菜店舗 5店舗

- | | | |
|-------------|--------|-----------------------|
| 1.リーズデリ大覚寺店 | 静岡県焼津市 | <MEGAドン・キホーテUNY大覚寺店内> |
| 2.リーズデリ伊那店 | 長野県伊那市 | <MEGAドン・キホーテUNY伊那店内> |
| 3.リーズデリ北鴻巣店 | 埼玉県鴻巣市 | <MEGAドン・キホーテ北鴻巣店内> |
| 4.リーズデリ嬉野店 | 三重県松阪市 | <MEGAドン・キホーテUNY嬉野店内> |
| 5.リーズデリ弁天町店 | 大阪府大阪市 | <MEGAドン・キホーテ弁天町店内> |

・洋風惣菜店舗 6店舗

- | | | |
|-----------------------------|---------|------------------------|
| 1.eashionシャポー小岩店 | 東京都江戸川区 | <シャポー小岩内> |
| 2.eashion東京ドームシティラクーア店 | 東京都文京区 | <ラクーア内> |
| 3.eashion京王新宿店 | 東京都新宿区 | <京王百貨店 新宿店内> |
| 4.eashionアトレ大井町店 | 東京都品川区 | <アトレ大井町内> |
| 5.eashion fun SHIBUYA 道玄坂通店 | 東京都渋谷区 | <道玄坂通 dogenzaka-dori内> |
| 6.K-STAGEアピタ戸塚店 | 神奈川県横浜市 | <アピタ戸塚店内> |

・その他店舗 1店舗

- | | | |
|-----------|--------|------------------------|
| こしらへ道玄坂通店 | 東京都渋谷区 | <道玄坂通 dogenzaka-dori内> |
|-----------|--------|------------------------|

【当事業年度 閉鎖店舗】

・総合惣菜店舗 1店舗

- | | | |
|-------|--------|-----------|
| ※ 嬉野店 | 三重県松阪市 | <ピアゴ嬉野店内> |
|-------|--------|-----------|

・外食店舗 1店舗

- | | | |
|-----------|--------|--|
| 寿司御殿 赤池本店 | 愛知県日進市 | |
|-----------|--------|--|

・その他店舗 1店舗

- | | | |
|-----------|--------|------------------------|
| こしらへ道玄坂通店 | 東京都渋谷区 | <道玄坂通 dogenzaka-dori内> |
|-----------|--------|------------------------|

※は改装に伴う一時閉店であります。

② 設備投資の状況

当社における当事業年度の設備投資の総額は13億47百万円となり、その主なものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	設 備 の 内 容	投資金額
テナント事業	店舗の新設	207
テナント事業	店舗の改装、店舗設備等の更新等	116
外 販 事 業	生産設備の更新および増強等	776
そ の 他	設備の更新等	246
合 計		1,347

③ 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 51 期 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)	第 52 期 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)	第 53 期 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)	第 54 期 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで (当事業年度))
売 上 高(百万円)	75,529	77,630	81,059	87,107
経 常 利 益(百万円)	524	2,069	2,742	3,215
当 期 純 利 益(百万円)	204	1,319	1,720	1,854
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	21円11銭	136円45銭	177円86銭	191円73銭
総 資 産(百万円)	30,145	31,761	33,406	35,938
純 資 産(百万円)	23,220	24,449	25,912	27,507

- (注) 1. 当社は、取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、コロナ禍が経済における主要リスクでなくなり、国内景気も上向くことが期待される半面、国際情勢の更なる不安定化や世界的な物価高、海外経済減速等が景気を下押しする懸念もあり、引き続き先行き不透明な状況は続くものと予想されます。

当中食業界におきましても、原材料費や物流費、人件費の上昇など依然として当社を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、当社は引き続きP P I Hとの業務提携を最大限に活用し、事業規模の拡大および企業価値の向上を推し進める上で、果敢なチャレンジと適切な変化対応を通して競争力の強化に努めてまいります。食を担う企業として根幹となる徹底的な衛生管理や高い品質の商品提供、気持ちの良い接客を磨き上げることはもちろんのこと、五感に訴えかける商品の開発や売場の創造、それら営業戦略を支える従業員の満足度の向上など、様々な面において魅力ある企業へと成長することが重要だと認識しております。

当社のテーマである『「おいしい」をカタチに』を実現し、より多くの皆さまに満足を提供するために引き続き一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務としております。

① テナント事業

スーパーマーケットを中心に、百貨店や駅商業施設等に総合惣菜店舗、洋風惣菜店舗および寿司専門店舗を出店し、弁当・寿司・惣菜等の製造、販売を行っております。また、外食店舗として回転寿司を運営しております。

② 外販事業

コンビニエンスストアおよびスーパー等へ納品する弁当・おにぎり・惣菜等の製造や生活協同組合から夕食宅配の製造を受託しております。

(6) 主要な営業所および工場 (2024年2月29日現在)

- ① 本 社 愛知県名古屋市長区徳重三丁目107番地
 ② 店 舗 284店舗

(単位：店舗)

都道府県名	総合惣菜店舗	寿司専門店舗	洋風惣菜店舗	その他の店舗	計
福 島 県	1	—	—	—	1
茨 城 県	1	—	—	—	1
栃 木 県	2	—	—	—	2
群 馬 県	3	—	—	—	3
埼 玉 県	5	—	3	—	8
千 葉 県	3	—	6	—	9
東 京 都	7	—	17	—	24
神 奈 川 県	6	—	10	—	16
山 梨 県	2	—	—	—	2
長 野 県	4	1	—	—	5
新 潟 県	3	—	—	—	3
富 山 県	6	—	—	—	6
石 川 県	7	—	—	—	7
福 井 県	4	—	—	—	4
岐 阜 県	14	3	—	—	17
静 岡 県	18	5	3	—	26
愛 知 県	94	18	10	1	123
三 重 県	12	3	—	—	15
滋 賀 県	4	—	—	—	4
京 都 府	1	—	—	—	1
奈 良 県	2	1	—	—	3
大 阪 府	1	—	2	—	3
兵 庫 県	—	—	1	—	1
計	200	31	52	1	284

- ③ 工 場 13工場
 十 一 屋 工 場
 天 白 工 場
 岡 崎 工 場
 多 治 見 工 場
 京 都 工 場

愛知県名古屋市港区宝神一丁目172番地
 愛知県名古屋市天白区中坪町218番地
 愛知県岡崎市高橋町字宇多利1-1
 岐阜県多治見市根本町十二丁目100番地
 京都府八幡市下奈良一丁目1-1

羽 島 工 場	岐阜県羽島郡笠松町田代字若宮1117-1
東 海 工 場	愛知県東海市浅山三丁目119番地
横 浜 工 場	神奈川県厚木市上依知上ノ原3007番 2
京 都 南 工 場	京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑15- 2
埼 玉 工 場	埼玉県狭山市大字根岸字中道通682- 1
松 戸 工 場	千葉県松戸市松飛台405
上 尾 工 場	埼玉県上尾市原市324番 1
袋井ファクトリー	静岡県袋井市山科字松田2875番 1

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

使 用 人 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,141 (3,429)名	40.8歳	16.4年

事 業 区 分	使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
テナント事業	691 (2,076)名	29名減 (273名減)
外販事業	383 (1,341)名	10名増 (43名増)
全社(共通)	67 (12)名	3名増 (増減なし)
合 計	1,141 (3,429)名	16名減 (230名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、()内は外数でサポート社員の2024年2月29日現在の在籍人員とパートタイマーおよびアルバイトのそれぞれ1人あたり1日8時間換算による月平均人員を合計したものであります。
2. 全社(共通)として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

当事業年度末における借入金はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年3月20日開催の取締役会において、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの間で業務提携を行うことを決議し、2023年3月31日付で業務提携契約を締結いたしました。

2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,000,000株 (自己株式322,209株を含む)
- (3) 株主数 16,145名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	3,817千株	39.44%
株 式 会 社 日 本 ア ク セ ス	730千株	7.54%
株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト	411千株	4.25%
カ ネ 美 食 品 共 栄 会	311千株	3.21%
株 式 会 社 昭 和	271千株	2.80%
シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 株 式 会 社	220千株	2.27%
株 式 会 社 ト ー カ ン	208千株	2.15%
テ ー ブ ル マ ー ク 株 式 会 社	207千株	2.14%
三 輪 幸 太 郎	139千株	1.44%
カ ネ 美 食 品 社 員 持 株 会	104千株	1.07%

- (注) 1. 当社は、自己株式を322,209株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行(信託E□)が保有する当社株式2,799株は、自己株式に含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。)	1,136 株	3 名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (4)取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および監査等委員である取締役ならびに監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記のほか、執行役員4名を対象に868株の交付をしております。

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	園部明義	
代表取締役社長	寺山雅也	
常務取締役執行役員	中田 究	事業統括
取締役執行役員	江森 優	業務統括
取締役執行役員	濱村 健太	事業統括補佐(政策担当) (兼) eashion推進本部長
取締役執行役員	腰 和 則	事業統括補佐(外販事業担当)
取締役執行役員	伊藤 佳 司	テナント事業本部長
取締役執行役員	中島 大 介	外販事業本部長
取締役執行役員	三浦 寛 久	商品政策本部長
取締役 (非常勤)	初山 俊 也	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 上席執行役員 国内事業共同CMO (兼) 株式会社ドン・キホーテ取締役
取締役 (非常勤)	高野 哲 朗	株式会社日本アクセス 取締役常務執行役員 最高リスクマネジメント 責任者(兼) 人事・総務・法務・コンプライアンス・食品安全管理管掌
取締役 (常勤監査等委員)	白井 恭 幸	
取締役 (監査等委員)	松岡 正 明	公認会計士松岡正明事務所 所長 ミタチ産業株式会社 社外取締役 リンナイ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	池田 桂 子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 弁護士・弁理士 中部日本放送株式会社 社外取締役 東邦瓦斯株式会社 社外監査役 日邦産業株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	佐藤 雅 弘	佐藤雅弘税理士事務所 税理士

- (注) 1. 監査等委員である取締役 松岡正明氏、池田桂子氏および佐藤雅弘氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 松岡正明氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する深い知見を有しております。また、佐藤雅弘氏は、税理士であり、財務および会計に関する深い知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- ①2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、新たに寺山雅也氏、江森優氏、伊藤佳司氏、中島大介氏、三浦寛久氏、初山俊也氏、高野哲朗氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任いたしました。
- ②2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、新たに白井恭幸氏、松岡正明氏、池田桂子氏、佐藤雅弘氏は監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
- ③2023年5月24日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、取締役 青木実氏、澤田浩氏、葛山浩之氏、小西貴文氏、池田桂子氏は任期満了により退任いたしました。
- ④2023年5月24日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、監査役 三矢本利昭氏、松岡正明氏、鈴木郁雄氏、浜屋義幸氏は任期満了により退任いたしました。
4. 2024年3月1日付の地位および担当の異動
- | | |
|-------|----------------------------------|
| 寺山 雅也 | 代表取締役社長（兼）テナント事業統括 |
| 中田 究 | 常務取締役執行役員 外販事業統括（兼）外販第1事業本部長 |
| 濱村 健太 | 取締役執行役員 事業サポート本部長 |
| 腰 和則 | 取締役執行役員 外販事業統括補佐 |
| 伊藤 佳司 | 取締役執行役員 テナント事業統括補佐（兼）テナント第1営業本部長 |
| 中島 大介 | 取締役執行役員 外販第2事業本部長 |
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、白井恭幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、監査等委員である取締役 松岡正明氏、池田桂子氏および佐藤雅弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきまして、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点においては、責任限定契約を締結しておりません。当社定款に定める規定は次のとおりであります。

（社外取締役の責任免除）

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を当該保険契約より填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反や犯罪行為などに起因する損害は当該保険契約により填補されません。

当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員であり、その保険料の全額を当社が負担しております。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役ならびに監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞 与	株 式 報 酬	
取 締 役 (監査等委員である 取締役を除く。)	187	166	17	4	16
(うち社外取締役)	(1)	(1)	(-)	(-)	(1)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	25	21	3	-	4
(うち社外取締役)	(12)	(10)	(1)	(-)	(3)
監 査 役	6	6	-	-	4
(うち社外監査役)	(2)	(2)	(-)	(-)	(2)
合 計	219	194	20	4	24
(うち社外役員)	(15)	(13)	(1)	(-)	(6)

- (注) 1. 当社は、2023年5月24日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。移行に伴い、取締役を退任後に同日付で監査等委員である取締役に就任した1名の支給額と人数につきましては、取締役在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、監査等委員である取締役在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載し、監査役を退任後に同日付で監査等委員である取締役に就任した1名の支給額と人数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員である取締役在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
2. 上記の業績連動報酬(賞与および株式報酬)は、当事業年度に係る報酬として支給を予定している額を示しております。

② 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および株式報酬より構成され、その個々の報酬決定に際しては、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとしております。

また、社外取締役への報酬は、基本報酬及び賞与のみとし、株式報酬は支給対象外としております。

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬および賞与のみとし、株式報酬は支給対象外としており、監査等委員会の協議により決定するものとしております。

なお、当社は、2023年5月24日開催の定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同株主総会において、取締役の報酬限度額について次のとおり決議いただいております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額300百万円以内とする。
- ・監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内とする。

(i) 基本報酬

月例の固定報酬であり、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮した上で、役員規程に基づき社員の基準内賃金の最高額を基準とし役位別に定めるものとしております。

(ii) 賞与

基本報酬の5ヵ月分を支給限度とし、事業年度毎の業績および経営計画に基づく目標達成度を勘案して算定された額を賞与として1事業年度毎の所定の時期に支給するものとしております。

賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標は通期の売上高および当期純利益で、当社における直近の最重要経営課題の一つである企業の成長力の向上に係る経営成績を評価するため、当該2指標を事業年度毎の評価基準としております。当事業年度の通期見通しは売上高846億円、当期純利益18億円であり、実績は売上高871億7百万円、当期純利益18億54百万円です。

(iii) 株式報酬

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、非常勤取締役、出向者および翌期退任予定者を除く。）および執行役員（以下、併せて「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬構成とするため、株式給付信託(B B T)を導入しております。

(制度の概要)

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対し当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される制度であります。各事業年度に関して、同規程に基づき前事業年度の業績を勘案して評価対象期間全期間に在任した受給予定者である取締役等に対し、賞与の一部を減額した上で1事業年度毎の所定の時期にポイント付与するものとしております。

付与するポイントについては、役位に基づく基準ポイントに部門別係数と業績係数を乗じて算出し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算され1事業年度毎の所定の時期に給付するものとしております。

(信託金額)

2016年3月末日で終了した事業年度から2020年2月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という）およびその後の各対象期間を対象としており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、34百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式10,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、原則として対象期間ごとに取得するために必要と認める資金を本信託に拠出いたします。

(取締役等に給付される当社株式等の数の上限)

取締役等に付与されるポイント数の上限は対象期間において50,000ポイント（内 取締役35,000ポイント）であり、対象期間において本信託が取得する当社株式数の上限は50,000株であります。

(当社株式等の給付)

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、確定ポイント数に応じた数の当社株式を本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

③ 役員報酬等についての株主総会の決議

当社は、監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役0名）であります。監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

上記とは別に、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会および2021年5月25日開催の第51回定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く。）を対象とした株式給付信託（B B T）の導入と基本条件を決議いただいております。第46回定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（社外取締役は除く。）で、第51回定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役は除く。）です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役0名）であります。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）であります。

上記とは別に、2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、取締役等を対象とした株式給付信託（B B T）の前記の基本条件を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役0名）であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員である社外取締役3名、社内取締役2名（内、監査等委員1名）の計5名の指名・報酬委員会を設けております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問を受けて指名・報酬委員会において審議し、その答申に基づき取締役会において決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役 (監査等委員)	松岡 正 明	公認会計士松岡正明事務所 ミタチ産業株式会社 リンナイ株式会社	所長 社外取締役 社外監査役
取締役 (監査等委員)	池田 桂 子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 中部日本放送株式会社 東邦瓦斯株式会社 日邦産業株式会社	弁護士・弁理士 社外取締役 社外監査役 社外取締役
取締役 (監査等委員)	佐藤 雅 弘	佐藤雅弘税理士事務所	税理士

(注) 当社と兼職する法人等との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況、 発 言 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 (監査等委員)	松岡 正 明	当期開催の取締役会15回のうち、監査役として3回、取締役として12回、また、監査役会2回全て、監査等委員会10回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行うとともに、業務推進の様々な局面において有益な助言も得られており、独立性と専門性を備えた幅広い見識をもって社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、委員選任後に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	池田 桂 子	当期開催の取締役会15回全て、また、監査等委員会10回全てに出席し、取締役会として取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行うとともに、業務推進の様々な局面において有益な助言も得られており、独立性と専門性を備えた幅広い見識をもって社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

地位	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	佐藤雅弘	監査等委員である取締役就任後に開催された取締役会12回全て、また、監査等委員会10回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行うとともに、業務推進の様々な局面において有益な助言も得られており、独立性と専門性を備えた幅広い見識をもって社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、委員選任後に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との責任限定契約に関する規定を当社定款には設けておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- ・コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- ・コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- ・重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- ・反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク(経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク)の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下常勤取締役等のメンバーが出席する経営会議等を適時開催する。

- (5) **監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項**
- ・必要に応じて監査等委員の業務補助のための補助使用人等を置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が協議して行う。
 - ・監査等委員の要請に基づいて補助使用人等を配置する場合、補助使用人等は当然、取締役から独立し、専ら監査等委員の指示命令に従うものとする。
- (6) **取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制および報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・取締役および使用人は、監査等委員(会)に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する。
 - ・監査等委員に報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- (7) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査等委員会は、監査等委員会監査の実効性を確保するための体制を含む内部統制システムの構築・運用に関し、代表取締役その他関係する取締役との間で協議の機会を持ち、報告を求める。
 - ・監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

- ・代表取締役社長に直属する監査室を設けており、監査室長の指示のもと、各部門の業務監査を実施し、その監査結果を社長および監査役ならびに監査等委員に報告しました。
- ・コンプライアンスに反する行為等の早期発見を目的に、監査室を窓口とした「内部通報制度」を設けており、通報により不正行為等が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止策を講じることのできる体制をとりました。
- ・顧問弁護士との連携を密にし、日常的な法務業務および重要な法務問題に関して適切な助言、指導を得ながら業務遂行しました。

(2) 職務執行の適正性と効率性の確保について

- ・当事業年度は15回の取締役会を開催し、経営方針および戦略に関する重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を実施しました。
- ・取締役会の機能をより強化し経営効率を強化するため、また経営環境の変化に対し迅速に対応するため、取締役会以外にも常勤取締役が出席する経営会議を開催し、情報交換および意思統一の場を設けました。

(3) 監査役および監査等委員の監査体制について

- ・当事業年度は、監査等委員会設置会社移行前(2023年3月1日から第53回定時株主総会(2023年5月24日)終結の時まで)の監査役会を2回開催し、監査等委員会設置会社移行後(第53回定時株主総会(2023年5月24日)終結の時から2024年2月29日まで)の監査等委員会を10回開催し、監査役会および監査等委員会が定めた監査の方針や監査の計画等に基づき、各監査役および各監査等委員から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議ならびに決議を行いました。
- ・監査役および監査等委員全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役および常勤監査等委員は、その他の重要な会議に出席し、取締役会等の重要な会議における意思決定の状況および取締役会の決定に基づく代表取締役等による業務執行の状況に関し、適法性ならびに妥当性の視点から監査を行いました。また、常勤監査役および常勤監査等委員が監査室との連携により収集した情報等については、社外監査役および監査等委員である社外取締役との共有を図り、組織的かつ効率的な監査をするよう努めました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するため、情報交換の場を適時設け、監査の効率性および実効性の向上を図りました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,125,058	流 動 負 債	8,075,222
現金及び預金	18,443,428	買掛金	3,449,381
売掛金	5,889,801	未払金	1,528,574
製品	8,531	未払費用	1,416,571
仕掛品	21,383	未払法人税等	706,200
原材料及び貯蔵品	486,859	未払消費税等	273,398
前払費用	78,602	預り金	57,344
未収入金	50,366	前受収益	1,441
テナント預け金	125,868	賞与引当金	612,900
その他の	20,218	役員賞与引当金	22,800
		役員株式給付引当金	5,300
固 定 資 産	10,813,427	資産除去債務	1,311
有形固定資産	9,076,315	固 定 負 債	355,979
建物	3,700,475	リース債務	17,437
構築物	220,007	長期未払金	1,743
機械及び装置	1,540,788	資産除去債務	331,612
車両運搬具	0	長期預り保証金	5,028
工具、器具及び備品	528,816	その他の	158
土地	2,887,081	負 債 合 計	8,431,202
リース資産	121,834	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	77,311	株 主 資 本	27,165,644
無 形 固 定 資 産	88,371	資本金	2,002,262
ソフトウェア	88,041	資本剰余金	2,178,068
ソフトウェア仮勘定	330	資本準備金	2,174,336
投 資 そ の 他 の 資 産	1,648,741	その他資本剰余金	3,731
投資有価証券	607,702	利 益 剰 余 金	23,986,865
出資	2,030	利益準備金	81,045
長期前払費用	130,964	その他利益剰余金	23,905,820
前払年金費用	446,079	別途積立金	10,300,000
繰延税金資産	119,090	繰越利益剰余金	13,605,820
差入保証金	338,824	自 己 株 式	△1,001,552
会員権	4,050	評価・換算差額等	341,639
		その他有価証券評価差額金	341,639
資 産 合 計	35,938,486	純 資 産 合 計	27,507,283
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,938,486

損益計算書

(2023年3月 1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	87,107,882
売上原価	72,183,453
売上総利益	14,924,428
販売費及び一般管理費	11,762,313
営業利益	3,162,114
営業外収益	
受取利息	27
受取配当金	17,290
不動産賃料	5,815
受取保険金	5,097
雑収入	17,281
その他	14,679
	60,191
営業外費用	
不動産賃料	770
雑損失	4,504
その他	1,160
	6,435
経常利益	3,215,871
特別損失	
固定資産除却損	70,072
減損損失	261,664
	331,737
税引前当期純利益	2,884,134
法人税、住民税及び事業税	986,536
法人税等調整額	42,670
当期純利益	1,854,926

株主資本等変動計算書

（ 2023年3月1日から
2024年2月29日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,002,262	2,174,336	3,731	2,178,068	81,045	10,300,000	12,147,689	22,528,735
剰余金の配当							△396,796	△396,796
当期純利益							1,854,926	1,854,926
自己株式の取得								
株式給付信託による自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,458,130	1,458,130
当期末残高	2,002,262	2,174,336	3,731	2,178,068	81,045	10,300,000	13,605,820	23,986,865

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,007,765	25,701,300	210,788	210,788	25,912,088
剰余金の配当		△396,796			△396,796
当期純利益		1,854,926			1,854,926
自己株式の取得	△740	△740			△740
株式給付信託による自己株式の処分	6,953	6,953			6,953
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			130,851	130,851	130,851
当期変動額合計	6,213	1,464,343	130,851	130,851	1,595,194
当期末残高	△1,001,552	27,165,644	341,639	341,639	27,507,283

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法 ただし、生鮮品は最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	2～50年							
構	築	2～30年							
機	械	及	び	装	置	2～10年			
車	両	運	搬	具	4年				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当該事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に充てるため、役員賞与支給見込額の当該事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当該事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき当該事業年度負担額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、3年による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しており、前払年金費用として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務としており、テナント事業においては、当社がスーパーマーケット・百貨店・駅ビル等の商業施設等に総合惣菜店舗、寿司専門店舗及び洋風惣菜店舗を出店し、顧客との契約に基づいて寿司・惣菜等の製造、販売を行うことを履行義務としております。また、外販事業においては、顧客との契約に基づき、主として当社がコンビニエンスストアの加盟店向けに弁当・おにぎり・惣菜等の製造、納品を行うことを履行義務としております。

これら製品の販売に係る履行義務が、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することで充足されると判断しておりますが、外販事業においては、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の代替的な取扱いに基づき、出荷基準で収益を認識しております。

収益は、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われる場合を除き、テナント出店手数料等の顧客に支払われる対価を取引価額から減額した金額で測定しております。

当社の、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヵ月以内に受領しているため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理をしております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務としており、テナント事業及び外販事業の2事業を営んでおります。テナント事業は、当社がスーパーマーケット等に総合惣菜店舗、寿司専門店及び洋風惣菜店舗を出店し、寿司・惣菜等の製造、販売を行っております。外販事業は主として当社がコンビニエンスストアの加盟店向けに弁当・おにぎり・惣菜等の製造、納品を行っております。

顧客との契約から生じる収益（全て一時点で移転される財又はサービス）の分解情報については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	テナント事業	外販事業	合計
顧客との契約から生じる収益	43,763,217	43,344,664	87,107,882

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社においては、契約資産及び契約負債として認識すべき残高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格が含まれていない重要な金額はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 9,076,315千円

減損損失 261,664千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損が生じている可能性を示す事象である減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を算定しております。

この判定における資産のグルーピングは、テナント事業、外販事業それぞれにおける管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗、外販事業は各工場を基本単位としております。

減損損失の認識の要否の判定にあたっては、取締役会において承認された将来の事業計画に基づき見積られた各資産グループの使用価値又は各資産グループの不動産の正味売却価額に基づき算定された割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しております。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値もしくは正味売却価額のいずれか大きい方の金額としております。また、各資産グループが保有する不動産の正味売却価額は、外部の不動産鑑定士から入手した結果に基づき算出しております。

当事業年度において、テナント事業における一部店舗及び外販事業における一部工場について減損の兆候があると判断し、当該資産グループについて減損損失の認識の要否の判定を行っております。その結果、減損損失の計上が必要と判定されたテナント事業の店舗については、個々の店舗の固定資産の金額に重要性が乏しく、使用価値により測定した将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定し、当該資産の帳簿価額を減損損失として計上しております。また、減損損失の計上が必要と判定された外販事業の工場については、回収可能価額を使用価値又は正味売却価額により測定し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、外販事業の一部工場については、減損損失の認識の要否の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ることが確認できたことから、減損損失を計上しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローは取締役会において承認された将来の事業計画に基づき見積られますが、当該事業計画の策定の前提となる重要な仮定には、主たる得意先の出店政策及び各得意先の属する流通業界、コンビニエンス業界の動向等が含まれます。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる重要な仮定には高い不確実性が存在するため、今後において将来の各資産グループを取り巻く経営環境に変化が生じた場合、減損損失の認識の要否の判定を見直す必要が生じ、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

追加情報

(取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」について)

当社は、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会、2021年5月25日開催の第51回定時株主総会及び2023年5月24日開催の第53回定時株主総会決議に基づき、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託が当社株式を取得し、役員株式給付規程に従って、当社取締役に対し、信託を通じて当社株式が給付される業績連動型の株式報酬制度です。

本制度に関する会計処理については、企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に取締役に対しても同取扱いを読み替えて適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

なお、役員株式給付規程に基づく当社取締役への当社株式の給付に備えるため、当該事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は9,712千円及び2,799株であります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建 物	7,967,183千円
構 築 物	1,806,402
機 械 及 び 装 置	6,727,047
車 両 運 搬 具	759
工具、器具及び備品	1,887,893
リ ー ス 有 形 資 産	172,729

損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、テナント事業の一部店舗及び外販事業のチルド製品加工工場等の一部設備において投資額に見合った収益性を確保することは困難であり、今後において投資額の回収が見込めないと判断されるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(261,664千円)として特別損失に計上したものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,000,000株	一株	一株	10,000,000株
合計	10,000,000株	一株	一株	10,000,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (注)	326,765株	247株	2,004株	325,008株
合計	326,765株	247株	2,004株	325,008株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加247株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少2,004株は、株式給付信託制度により当社取締役に対し当社株式を給付したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月24日 定時株主総会	普通株式	212,916千円	22.0円	2023年2月28日	2023年5月25日
2023年10月10日 取締役会	普通株式	183,879千円	19.0円	2023年8月31日	2023年10月31日

(注) 2023年5月24日定時株主総会及び2023年10月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式に対する配当金がそれぞれ105千円、53千円含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの上記事項については、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月24日 定時株主総会	普通株式	183,878千円	利益 剰余金	19.0円	2024年2月29日	2024年5月27日

(注) 2024年5月24日定時株主総会決議予定の配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式に対する配当金53千円が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	187,547千円
賞与未払社会保険料	29,453
未払事業税	56,856
退職給付信託拠出額	81,609
資産除去債務	101,874
減損損失	575,873
投資有価証券評価損	59,675
会員権評価損	9,136
その他	61,583
繰延税金資産小計	1,163,611
評価性引当額	△806,234
繰延税金資産合計	357,377
繰延税金負債	
前払年金費用	136,500
その他有価証券評価差額金	64,648
その他	37,138
繰延税金負債合計	238,287
繰延税金資産の純額	119,090

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割等	3.7
交際費	1.0
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、外販事業の工場において使用しておりますラベルプリンター及びラベル検査装置(「機械及び装置」)であります。

(2) リース資産の減価償却方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	129,692千円
1年超	746,584
合計	876,277

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を差引いた後の余剰資金の運用については、元本の安全性の確保を最重要視し、リスクを極力避ける運用をするものとしております。

資金調達については、金融機関からの借入金等、調達する時点で最も効率的と判断される方法で実行するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。不測の損害が生じないようにするため、与信管理上の手続及び取扱基準を定め、売掛金の残高管理とともに異常が認められた場合は営業担当部門を通じて実態を把握するものとしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、把握された時価は四半期毎に取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、主として締後1ヵ月以内の支払期日としており、短期間で決済されるものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち75.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	607,702	607,702	—
資産計	607,702	607,702	—

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	607,702	—	—	607,702
資産計	607,702	—	—	607,702

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社 パン・パシフィック・ インターナショナル ホールディングス	23,445,000	グループ会社 株式保有による グループ経営 企画・管理、 子会社の管理業 務受託等	39.4	同社の子会社に 当社製品の 委託販売	—	—	—	—
その他の 関係会社の 子会社	ユニー 株式会社	100,000	総合小売業	—	当社製品の 委託販売	当社製品の 委託販売	29,067,380	売掛金	1,125,950
	UDリテール 株式会社	1,500	ディス カウント型 総合小売業	—	当社製品の 委託販売	当社製品の 委託販売	7,445,125	売掛金	317,798
	株式会社 ドン・キホーテ	100,000	総合ディス カウント ストア事業	—	当社製品の 販売	当社製品の 販売	2,014,462	売掛金	233,342
	株式会社 長崎屋	100,000	ディス カウント型 総合小売業	—	当社製品の 委託販売	当社製品の 委託販売	281,319	売掛金	22,542

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

ユニー株式会社、UDリテール株式会社、株式会社ドン・キホーテ及び株式会社長崎屋に対する当社製品の販売価額については、市場価格を勘案して決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 2,843円13銭
- 1 株当たり当期純利益 191円73銭

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

退職給付関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

(1) 確定給付制度

確定給付制度では、勤務期間、職能等級及び管理職点に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、確定給付制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支払う場合があります。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、40,653千円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,504,155千円
勤務費用	256,728
利息費用	40,537
数理計算上の差異の発生額	△55,738
退職給付の支払額	△277,580
退職給付債務の期末残高	4,468,101

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,083,528千円
期待運用収益	76,252
数理計算上の差異の発生額	143,777
事業主からの拠出額	169,397
退職給付の支払額	△277,580
年金資産の期末残高	5,195,376

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が、期首残高に258,948千円、期末残高に277,942千円それぞれ含まれております。

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表
- | | |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 4,468,101千円 |
| 年金資産 | △5,195,376 |
| | △727,275 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | — |
| 未積立退職給付債務 | △727,275 |
| 未認識数理計算上の差異 | 281,195 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △446,079 |
| 前払年金費用 | △446,079 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △446,079 |
- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 256,728千円 |
| 利息費用 | 40,537 |
| 期待運用収益 | △76,252 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △180,655 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 40,357 |
- (5) 年金資産に関する事項
- ① 年金資産の主な内訳
- 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 国内債券 | 25.8% |
| 国内株式 | 3.8 |
| 外国債券 | 8.0 |
| 外国株式 | 3.8 |
| 一般勘定 | 36.9 |
| オルタナティブ | 15.2 |
| 短期資金 | 1.2 |
| その他 | 5.3 |
| 合計 | 100.0 |
- (注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が5.3%含まれております。
- ② 長期期待運用収益率の設定方法
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
- (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
- 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
- | | |
|-----------|------|
| 割引率 | 1.1% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5% |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

カネ美食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神野 敦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井明紀子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネ美食品株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月16日

カネ美食品株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 白 井 恭 幸 ㊟

監 査 等 委 員 松 岡 正 明 ㊟

監 査 等 委 員 池 田 桂 子 ㊟

監 査 等 委 員 佐 藤 雅 弘 ㊟

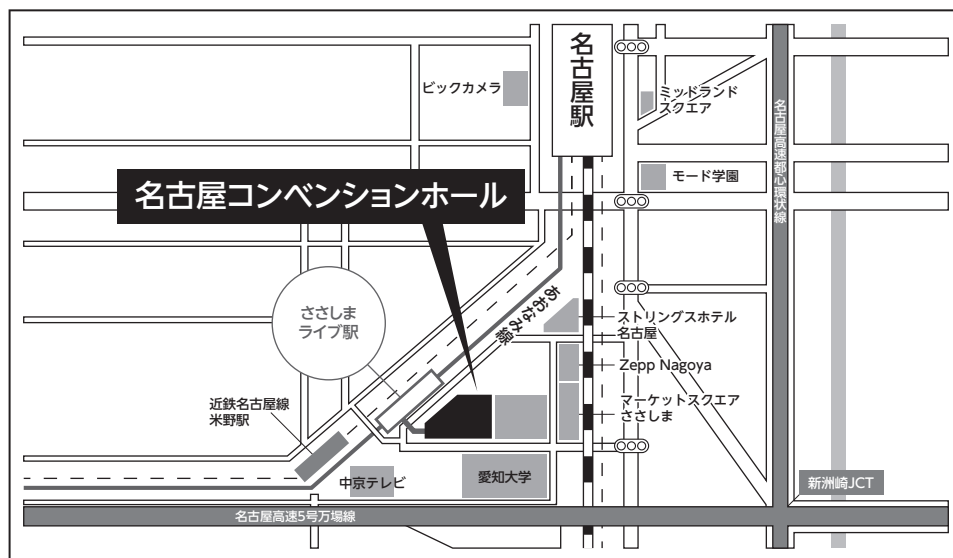
(注) 監査等委員松岡正明及び池田桂子並びに佐藤雅弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会 場** 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 3階メインホール
電話番号 052-433-1488
- 交 通** あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩約3分
※歩行者デッキにて2階エントランスに直結

■駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。